



財政状況／受益者負担金／使用料

財政状況

下水道建設には多額の建設費が必要で、この財源は国からの補助金、企業債、受益者負担金等によって賄われています。また、下水道が出来ると、各施設が機能を充分発揮するために日夜多くの人々によって維持管理されます。それに要する費用は使用料と一般会計からの補助金等とで賄われています。

■令和5年度 熊本市下水道事業会計決算

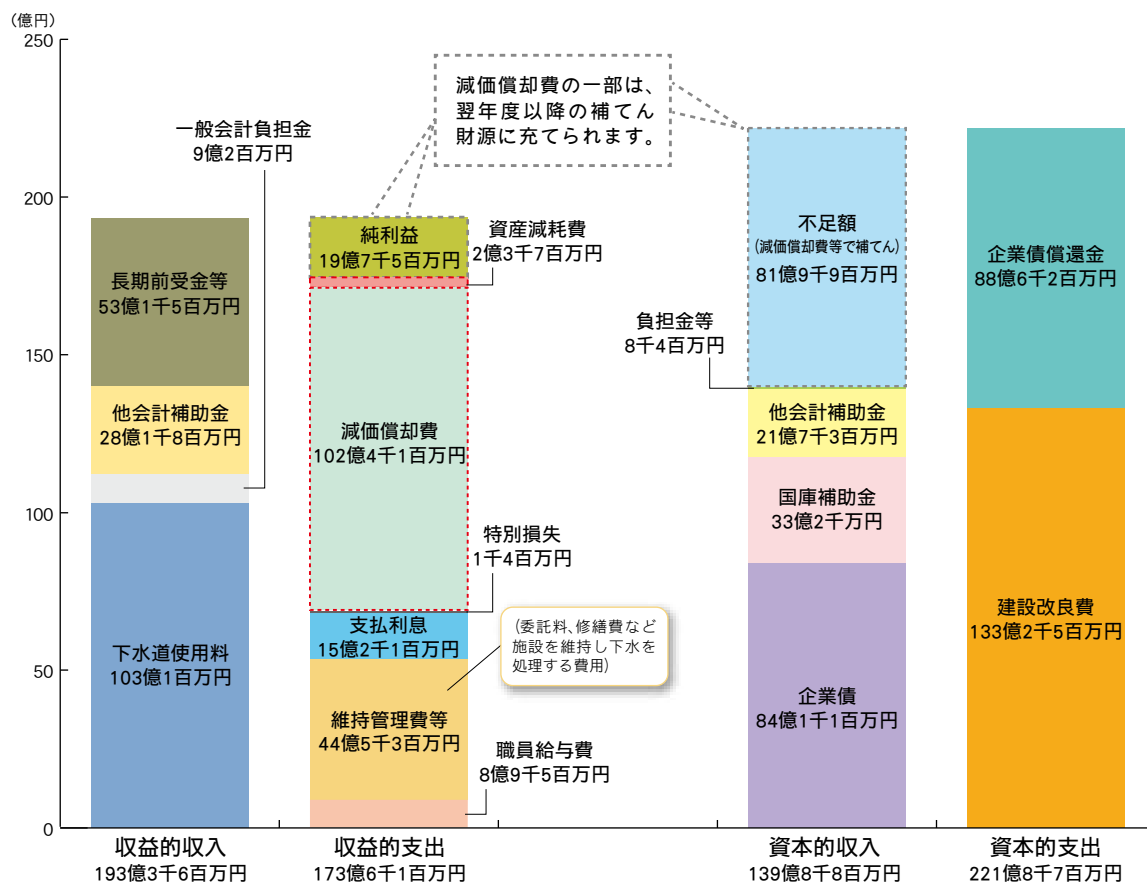
下水道事業は、二つの収支に分けた会計処理を行っています。

収益的収支 (税抜)

(排水された汚水等を処理するために必要な経費(維持管理費)と下水道使用料などの収入のことです。)

資本的収支 (税込)

(下水道施設の建設や改良に必要な経費(設備投資費)とそのための財源(国庫補助、企業債など)のことです。)



受益者負担金

下水道は道路等と違い下水道が整備された区域に土地を所有されている、または、お住まいの限られた範囲の人が利益を受けることとなります。このようなことから、都市計画法第75条に基づき利益を受ける人から建設費の一部を市の条例によって、その土地に対して一度限り徴収するものです。

賦課対象者	単位負担金額	納付方法
下水道を整備する区域内の土地の所有者。ただし、その土地に借地権等の権利者がある場合は、その土地の所有者に代わり受益者となることができます。	土地の面積 1平方メートル当り 200円	一括納付または12回 (年4回×3年)分割

使用料

下水道使用料は、家庭や工場などから排出された汚水をきれいな水にして海・川・湖などに放流するための経費や、下水道施設の維持管理のための経費にあてられます。家庭や工場などから汚水を下水道に流される方は全て使用料を納めていただく対象になります。また、下水道使用料は、排除汚水量に基づき算定し、基本使用料と従量使用料の合計になります。

下水道使用料(1ヶ月につき)

(令和元年10月改定 消費税10%込み)

汚水の種類	使用料区分	基本料金	従量使用料	
			排除汚水量	料金(1m ³ につき)
一般汚水		890.47円	1m ³ ～ 10m ³	14.65円
			11m ³ ～ 20m ³	130.95円
			21m ³ ～ 50m ³	172.85円
			51m ³ ～ 200m ³	209.51円
			201m ³ ～ 500m ³	251.42円
			501m ³ ～ 2,000m ³	293.32円
			2,001m ³ ～	340.47円
公衆浴場汚水		—	1m ³ ～	12.56円

排除汚水量の算出方法

使用料算定の基礎となる排除汚水量は、次のように算出します。

① 水道水のみを使用されている場合

水道水の使用量を排除汚水量とします(熊本市では、2ヶ月毎にメーターの検針を行い、その間の使用量を2分割し、検針月の翌月と翌々月に振り分けてご請求します)。

② 事業用として井戸水等を使用されている場合

井戸水等の使用水量(井戸水の汲み上げ量など)を排除汚水量とします。

③ 一般家庭で井戸水等を使用されている場合

・井戸水等のみを使用されている場合

A 井戸水等の使用量を測定するメーターがある場合は、メーターで計量した使用水量を排除汚水量とします。

B 井戸水等の使用量を測定するメーターがない場合は、使用人数に応じ排除汚水量を認定します(別表1)。

・井戸水等と水道水を併用されている場合

A 井戸水等の使用量を測定するメーターがある場合は、メーターで計量した井戸水等の使用水量と水道水の使用水量を合計した水量を排除汚水量とします。

B 井戸水等の使用量を測定するメーターがない場合は、使用人数と使用用途に応じ認定した水量(別表2)と水道水の使用水量を合計した水量を排除汚水量とします。

別表1

(※1ヵ月あたり)

使用人数	1人	2人	3人	4人	5人
人数割認定水量 (井戸水等のみ使用の場合)	9m ³	15m ³	20m ³	24m ³	28m ³

※4人以上の場合は、3人の水量に、1人増加するごとに4m³を加えた水量。

別表2

(※1ヵ月あたり)

使用人数		1人	2人	3人	4人	5人
認定水量 人数・用途別 (水道水と併用の場合)	トイレ	2m ³	4m ³	6m ³	7m ³	8m ³
	風呂	2m ³	3m ³	4m ³	5m ³	6m ³
	炊事	2m ³	3m ³	4m ³	5m ³	6m ³
	洗濯	2m ³	3m ³	4m ³	5m ³	6m ³
	洗顔その他	1m ³	2m ³	2m ³	2m ³	2m ³

※4人以上の場合は、3人の水量に、1人増加するごとに用途に応じ、トイレ1m³・風呂1m³・炊事1m³・洗濯1m³を加えた水量。



下水道工事

下水道工事は、ほとんどの場合、道路内を掘削し下水道管を布設していくため車輛の片側通行または車輛通行止めをとまいます。したがって交通対策、安全対策、地下埋設物対策を行うとともに、より短期間で下水道管を布設し完成することに努めています。

工事説明会

工事箇所の周辺住民に対し、工事方法やおおよその工事時期の説明を行い、工事に対する理解と協力をお願いします。



試験掘

下水道管布設予定の箇所に電気、ガス、水道などの地下埋設物が布設されていないかを確認します。他の地下埋設物が存在し、支障をきたす場合は移設します。試験掘の後は仮復旧を行います。



下水道管布設

現地の状況に応じた下水道計画に基づき、道路内に下水道管の布設工事を行うとともに、各家庭からの汚水を下水道管に流すために、公共桝の設置工事を行います。下水道管の布設方法は道路を掘削する一般的な開削工法のほか推進工法やシールド工法などがあります。



仮復旧

舗装の本復旧前に行われるものです。下水道管を布設し終えた部分からひとまず交通を解放するという目的と車輛が通ることによって埋め戻し土を締め固めるという目的があり、簡易的に舗装を復旧するものです。



本復旧

下水道管布設工事が終わり、埋め戻し土が十分締め固められた路線では元の状態に舗装復旧を行います。





下水道への接続



公共下水道の整備が完了すると供用開始の告示をします。この区域の家屋所有者は6ヶ月以内に浄化槽を廃止し、排水設備を設置することとなります。

くみ取り便所のある建物については、3年以内に水洗化することが法律で義務づけられています。

排水設備の工事をされる場合は、下記のことにご注意ください。



1.排水設備工事は、指定工事店で

- ・排水設備工事をするときは、必ず上下水道局が指定した「熊本市排水設備指定工事店」へお申し込みください。
- ・指定工事店と契約するときは、あらかじめ複数の工事店から見積書を受取り、工事金額、期間、支払方法など、十分打合せを行い工事契約してください。

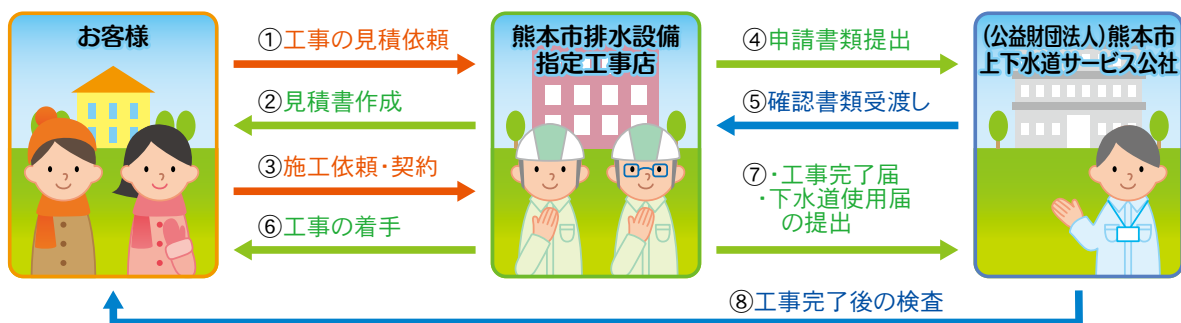
2.手続きにおける注意事項

- ・指定工事店が手続き等のお手伝いをしますが、申請書等は、必ずお客様が確認して署名・捺印してください。
- ・工事を無届で行った場合、施工業者だけではなく、お客様にも罰則規定が適用される場合があります。
- ・無届で下水道をご使用されている場合は、過料処分(金銭罰)の対象となる場合があります。

詳しくは、給排水設備課(096-381-1153)までお問い合わせください。

指定工事店については、熊本市上下水道局ホームページ(<https://www.kumamoto-waterworks.jp/>)に一覧を掲載しています。

■排水設備(水洗化)工事の進め方



下水道をつかう・下水道を支える

改造資金の融資あっ旋・利子補給制度

水洗便所改造資金融資あっ旋及び利子補給規程を制定し、水洗化の普及促進に努力しています。

限 度 額	改造工事をしようとする便所1箇所(浄化槽の廃止にあたっては、当該浄化槽1基)につき330,000円以内
利 子 補 給	金融機関への償還が完済したら、請求に基づき金融機関に支払った利子の全額を補給する。
制度を利用できる人の資格	熊本市の処理区域内に住所を有し、改造工事をしようとする家屋に現に居住している人で次のいずれにも該当する人 1. 処理区域内の家屋の所有者又は所有者の承諾を受けた所有者と生計を一にする人 2. 融資を受けた改造資金の償還能力を有する人 3. 市税及び受益者負担金を滞納していない人 4. 取扱金融機関の融資条件に適合する人
償還期間及び方法	償還期間は36箇月以内で、支払方法は元利均等方式又はボーナス併用との方式による口座振替
取り扱い金融機関	給排水設備課(096-381-1153)までお問い合わせいただくか、直接金融機関にお尋ねください。(融資の条件は金融機関により異なります。)
遅 延 利 息	特定日に口座振替ができなかった場合は、別途遅延利息が発生します。



下水道を利用していただくための諸制度

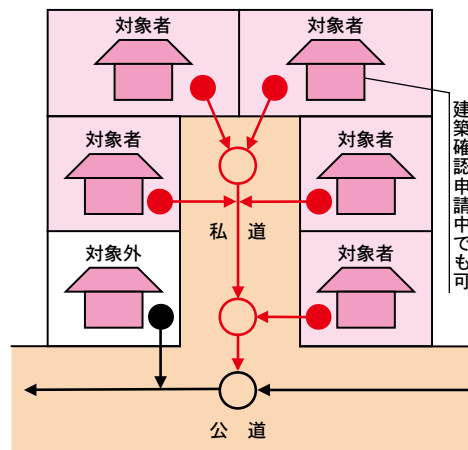
私道への公共下水道(公費)布設

熊本市では、公共下水道の普及促進のため下記の条件が整えば、私道についても公共下水道を布設します。
私道への公共下水道布設や申請方法等、詳しくは、計画調整課 事業調整班(096-381-3024)までお問い合わせください。

布設の条件

1. 私道の両端又は一端が、公共下水道が設置されている道路(公共下水道の設置に係る工事の契約が締結されたものを含む。)に接続されていること。
2. 私道の形態が明確かつ分筆され、地目が公衆用道路であること。
3. 公共下水道の布設及び維持管理において、家屋等への影響がない道路幅員を有すること。
4. 私道に面する土地が2筆以上あり、かつ1戸以上の建物が建っており、又は、建築予定であること。
5. 公共下水道の設置又は維持管理について、所有者等全員が同意していること。ただし、所有者不明土地がある等管理者が別に定める場合は、この限りではない。
6. 公共下水道が存置する期間、無償で使用できるもの(権利を移転する場合であっても同様とする。)であること。
7. 開発区域内道路にあっては、開発完了後3年を経過していること。

■私道の公共下水道(公費)布設対象事例



私道に対する共同排水設備助成金制度

熊本市では、次の条件を整えた私道に共同で排水設備を設けるときは、熊本市が私道部分の排水設備工事費の3分の2を助成します。

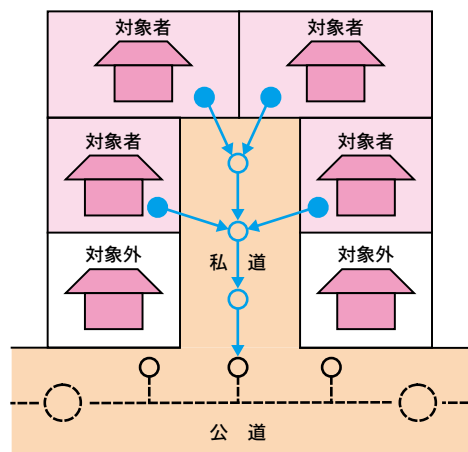
ただし、管理はみなさまで行ってください。(公共下水道ではありません)

助成金制度については、計画調整課 事業調整班(096-381-3024)までお問い合わせください。

助成の条件

1. 私道に所有者が異なる家屋が2戸以上接していること。
2. 共同排水設備工事完了後、速やかに水洗便所に改造すること。
3. 土地所有者が共同排水設備の設置に同意していること。
4. 市税及び下水道受益者負担金を滞納していないこと。

※公道に面する土地または家屋の所有者が私道に設ける共同排水設備から接続する場合は対象者となります。



■助成の申請方法

助成を受けられる方々の中から代表者を選任し、その代表者は熊本市排水設備指定工事店を通じて共同排水設備の工事着工前に、共同排水設備助成申請書等を上下水道局に提出してください。(必要な書類は、指定工事店が用意いたします。)

代表申請者



指定工事店



上下水道局
計画調整課

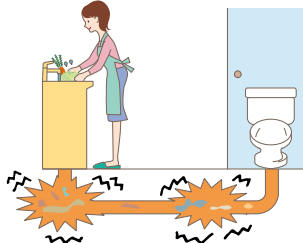
下水道の正しい使い方



ゴミを流さない

排水設備に野菜くずやゴミ、水洗便所に溶けにくい紙を流すと下水道管が詰まったり浄化センターの機能を低下させます。また、**ディスポーザー**（生ごみ粉碎機）でくだいた野菜くずなども、下水道管内に堆積腐敗し、悪臭・詰まりの原因となりますので流さないでください。

※ディスポーザー単体では使用できません。排水処理槽が必要となります。また、設置する際は申請手続きをお願いします。



酸やガソリン・シンナーを流さない

下水道管にガソリンやシンナーなどの揮発性の高い危険物を流すと、瞬間的に大爆発を起こし、大惨事になるおそれがあります。また酸（バッテリー液など）は下水道管のコンクリートを腐食させ、地上の重量で下水道管がつぶれ大きな事故になることがあります。流さないでください。

<処理の仕方>

専門業者に相談するか、購入した店に引き取りを依頼してください。



土砂などを捨てない

マンホールやますに土砂や廃油、木片などを捨てると、下水道管やますが詰まったり、ポンプ場の故障の原因になりますので捨てないでください。



雨水を流さない

分流式の区域に布設されている下水道管に、雨水を流すと、大雨の日には下水道管が満水となり浄化センターがマヒするほか、低地では汚水が路上に溢れたり、各家庭へ逆流するおそれがありますので雨水は絶対に流さないでください。



てんぷら油を流さない

下水道管内で油が固まり汚水がスムーズに流れなくなり、周りの方に迷惑をかけることになります。

<処理の仕方> 市販の油固化剤で固めるか、不用になった布等にしみこませ、“燃やすゴミ”として出すか、家庭ゴミの資源物の拠点回収をご利用ください。

水洗トイレが故障の時は

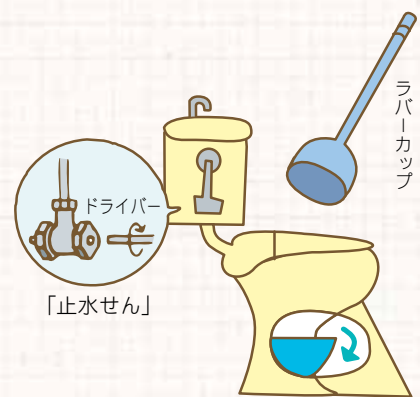
水洗トイレが詰まって流れない!

たいていの詰まりは、市販されている「ラバーカップ」で直ります。それでも直らないときは、指定工事店に依頼してください。

水洗トイレの水が止まらない!

トイレを使用したあと水が止まらなかったり、便器にいつもちょろちょろと水が流れている場合は、タンク内のくさがりがからんだり、はずれたり、またパッキンやフロート弁が古くなっていることが考えられます。指定工事店に依頼して早めに修理されることをお勧めします。また、流れる量が多かったり、タンクや便器から水があふれるような場合は、「止水せん」をドライバーなどで締めて水を止め、すぐに修理を依頼してください。

※タンクレス（タンクのない）水洗トイレにも止水せんがあります。ご自宅のトイレの止水せんを、日ごろから確認しておくとう安心です。



豆知識



下水道の維持管理

下水道管きょ

下水道管きょは、静脈のように都市の地下に縦横に張り巡らせており、汚れた水を浄化センターまで運びます。下水道管きょにゴミや土砂がたまると、汚水の流れを妨げたり、毎日の使用で傷みが出たりします。そこで、下水道管きょの点検・清掃・修理を常に行っています。

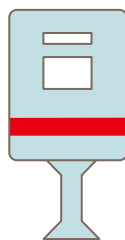
令和5年度末清掃実績	
下水道管きょ清掃延長(m)	30,685m
下水道管きょ浚渫土量(m ³)	172m ³



ポンプ場

ポンプ場は汚水や雨水を流すための重要な施設です。このため故障などのトラブルが起きないように、定期的に巡回し、設備の点検、整備を行っています。

OK!



令和6年3月31日現在

中継ポンプ場	39箇所
マンホールポンプ場	356箇所



浄化センター

浄化センターは水処理施設と汚泥処理施設があり24時間運転しています。施設の機能が十分に発揮できるよう常に点検し、機器の運転については中央監視室にて監視、制御を行い、集中的に管理しています。

浄化センターへの流入水、放流水の平均的な水質(令和5年度)

	BOD ※ ³	SS ※ ⁴
流入水	140	130
放流水	2.0	1.7

単位：(mg/L)

BOD、SSは水の汚れを表す指標です
 ※³BOD(生物化学的酸素要求量)…水中の有機物が微生物に分解されるときに使われる酸素の量です。
 ※⁴SS(浮遊物質)…水に溶けずに浮遊している有機物や無機物の小さな汚れのことです。





地震対策

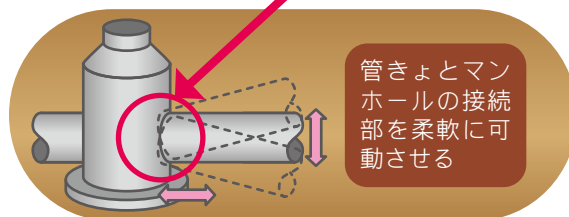
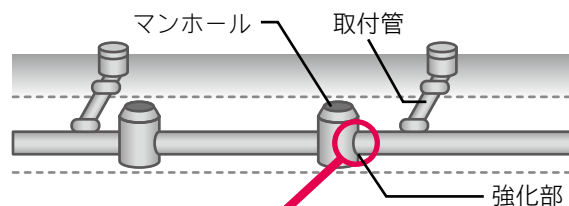
平成28年4月の熊本地震において、下水道施設は大きな被害を受け、市民生活に影響が生じ、下水道のライフラインとしての重要性が再認識されたところです。熊本市では、令和3年3月に策定した「熊本市下水道総合地震対策計画（第2期）」に基づき、施設の耐震化等の防災対策、マンホールトイレの設置等の減災対策、下水道機能のバックアップ対策等を進めています。平成28年熊本地震発災直後、市内全域で断水し、多くの避難所でトイレ用水の供給が断たれた中、整備された4中学校に計20基のマンホールトイレを設置しました。この活用を受け、平成28年9月に国土交通大臣賞＜循環のみち下水道賞＞を受賞しました。

令和3年度末 災害用マンホールトイレの設置基数実績	
設置施設（校）	58
設置基数（基）	290

※1校につき5基設置



災害用マンホールトイレ



カメラ調査

下水道をつかう・下水道を支える

浸水から街を守る

熊本市では、浸水被害を軽減し、安心して安全な都市環境を実現するため、下水道（雨水）の整備に取り組んでいます。特に浸水被害を受ける可能性が高い地区を6地区選定し、重点的に整備を進めています。

現在、下記の3地区において、浸水被害を軽減する目的で、通常の水路から迂回させるためのバイパス管や、浸水被害箇所近辺の雨水を一時的に貯める雨水調整池等の整備が完了し、併用開始しています。

■加勢川第6排水区（東区秋津新町・若葉周辺）

■井芹川第9排水区（西区花園・島崎周辺）

■坪井川第3排水区（西区高橋・城山周辺）



浸水被害状況



完成したバイパス貯留管（加勢川第6排水区）